#### 議案第28号

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

#### 提案理由

道路法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第378号)の公布に伴い、令和5年4月1日から道路占用料を改定するため、この案を提出するものである。

### 米原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

米原市道路占用料徴収条例(平成17年米原市条例第150号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

(単位:円)

			(十二元・11)
	占用物件の種類	単位	占用料の額
法第32条第	第1種電柱	1本につき1年	480
1項第1号	第2種電柱		730
に掲げる工	第3種電柱		990
作物	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線	長さ1メートルにつき	4
	類	1年	
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メート	260
		ルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	850
	および公衆電話所		
	郵便差出箱および信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1平方メート	870
		ルにつき1年	
	その他のもの	占用面積1平方メート	850
		ルにつき1年	
法第32条第	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	18
1項第2号	外径が0.07メートル以上0.1メー	1年	26

に掲げる物	トルオ	<b></b> た満のもの			
件	外径加	ぶ0.1メートル以	上0.15メー		38
	トルヺ	<b></b> た満のもの			
	外径加	ぶ0.15メートル以	以上0.2メー		51
	トルオ	<b>た満のもの</b>			
	外径加	ぶ0.2メートル以	上0.3メー		77
	トルオ	<b>た満のもの</b>			
	外径加	ぶ0.3メートル以	上0.4メー		100
	トルオ	<b></b> た満のもの			
	外径加	ぶ0.4メートル以	上0.7メー		180
	トルオ	<b>た満のもの</b>			
	外径加	ぶ0.7メートル以	上1メート		260
	ル未満	<b></b> あのもの			
	外径加	バ1メートル以」	このもの		510
法第32条第	自動	法第2条第2	地下に設	長さ1メートルにつき	3
1項第3号	運行	項第5号に規	けるもの	1年	
に掲げる施	補助	定する自動運			
設	施設	行装置による			
		検知の対象と	その他の		9
		して設置する	もの		
		導線その他の			
		線類			
		道路の構造また	は交通の	1本につき1年	680
		状況を表示する	標示柱そ		
		の他の柱類			
		その他のもの	上空に設	占用面積1平方メート	430
			けるもの	ルにつき1年	
			地下に設		260
			けるもの		
	その他	性のもの			850

法第32条第1	1 項第4 년	号に掲げる施設	占用面積1平方メート	850
			ルにつき1年	
法第32条第	地下街	階数が1のもの	占用面積1平方メート	Aに0.004を乗じて得た額
1項第5号	および	階数が2のもの	ルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
に掲げる施	地下室	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
設	上空に設	ける通路		430
	地下に設	ける通路		260
	その他の	もの		850
法第32条第	祭礼、縁	日その他の催しに際し、	占用面積1平方メート	9
1 項第 6 号	一時的に	設けるもの	ルにつき 1 日	
に掲げる施	その他の	もの	占用面積1平方メート	87
設			ルにつき 1 月	
道路法施行	看板(ア	一時的に設けるもの	表示面積1平方メート	87
令(昭和27	ーチで		ルにつき 1 月	
年政令第479	あるも	 その他のもの	 表示面積1平方メート	870
号。以下「政	のを除	- ,— -	ルにつき1年	
令」という。)	< 。)			
第7条第1	標識		1本につき1年	680
号に掲げる	旗ざお	祭礼、縁日その他の催し	1本につき1日	9
物件		 に際し、一時的に設ける		
		もの		
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕(政令	祭礼、縁日その他の催し	その面積1平方メート	9
	第7条	  に際し、一時的に設ける	ルにつき 1 日	
	第4号	もの		
	に掲げ			
	る工事	7 0/16 0 3 0	フの元年1五十)	0.77
	用施設		その面積1平方メート	87
	である		ルにつき 1 月	
	ものを			

	除く。)			
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	870
		その他のもの		430
政令第7条第	第2号に非	<b>場</b> げる工作物	占用面積1平方メート	850
			ルにつき1年	
政令第7条第	第3号に排	<b>喝げる施設</b>	占用面積1平方メート	Aに0.031を乗じて得た額
			ルにつき1年	
政令第7条第	第4号に排	掲げる工事用施設および	占用面積1平方メート	87
同条第5号	こ掲げるこ	L事用材料	ルにつき 1 月	
政令第7条第	第6号に排	掲げる仮設建築物および	占用面積1平方メート	85
同条第7号	こ掲げるカ	<b></b> 拖設	ルにつき 1 月	
政令第7条	トンネル	の上または高架の道路	占用面積1平方メート	Aに0.014を乗じて得た額
第8号に掲	の路面下	(当該路面下の地下を除	ルにつき 1 年	
げる施設	く。) に	設けるもの		
	上空に設	さけるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(ト	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
	ンネル			
	の上の	階数が2のもの		 Aに0.006を乗じて得た額
	地下を	P自教が 2 V) U V)		MC0.000を未じて特に領
	除く。)			
	に設け	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	るもの			
	その他の	)もの		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条	建築物		占用面積1平方メート	Aに0.019を乗じて得た額
第9号に掲	その他の	) <del>t</del> . D	ルにつき1年	 
げる施設	( V)	7 0 0 7		MC0.014を木じて特に領
政令第7条	建築物		占用面積1平方メート	Aに0.022を乗じて得た額
第10号に掲			ルにつき1年	
げる施設お	その他の	うもの		Aに0.014を乗じて得た額
よび自動車				

駐車場			
政令第7条	トンネルの上または高架の道路	占用面積1平方メート	Aに0.019を乗じて得た額
第11号に掲	の路面下に設けるもの	ルにつき 1 年	
げる応急仮	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
設建築物	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第	<b>育12号に掲げる器具</b>	占用面積1平方メート	Aに0.025を乗じて得た額
		ルにつき 1 年	
政令第7条	トンネルの上または高速自動車	占用面積1平方メート	Aに0.019を乗じて得た額
第13号に掲	国道もしくは自動車専用道路(高	ルにつき1年	
げる施設	架のものに限る。)の路面下に設		
	けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第	- 育14号に掲げる施設	占用面積1平方メート	Aに0.031を乗じて得た額
		ルにつき1年	

# 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 米原市道路占用料徵収条例新旧対照表(改正理由)

	改正後		小小小山垣山	現行				改正理由
Ent -t-							. —	
<u>別表</u>	(第2条関係)			<u>別表</u>	(第2条関係)			
			位:円)			<u>(</u>	位:円)	Y-10 6 11 10 6 15 2 7 1 1 2 2 7
	占用物件の種類	<u>単位</u>	<u>占用料の</u> <u>額</u>		占用物件の種類	<u>単位</u>	<u>占用料の</u> <u>額</u>	・道路占用料の額を改定する ことに伴う改正
法第	第1種電柱	1本につき	480	法第	第1種電柱	1本につき	420	
32条	第2種電柱	1年	730	32条	第2種電柱	<u>1年</u>	650	
第1	第3種電柱		990	第1	第3種電柱		880	
項第	第1種電話柱		430	項第	第1種電話柱		380	
1号	第2種電話柱		<u>680</u>	1号	第2種電話柱		<u>610</u>	
に掲	第3種電話柱		940	に掲	第3種電話柱		830	
<u>げる</u>	その他の柱類		<u>43</u>	げる	その他の柱類		<u>38</u>	
工作	共架電線その他上空に設ける線	長さ1メート	4	工作	共架電線その他上空に設ける線	長さ1メート	4	
物	<u>類</u>	ルにつき 1年		<u>物</u>	<u>類</u>	ルにつき1年		
	地下に設ける電線その他の線類		3		地下に設ける電線その他の線類		2	
	路上に設ける変圧器	1個につき	<u>420</u>		路上に設ける変圧器	1個につき	<u>370</u>	
		1年				1年		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平	<u>260</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平	<u>230</u>	
		方メートルに				方メートルに		
		<u>つき1年</u>				<u>つき1年</u>		
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき	<u>850</u>		変圧塔その他これに類するもの	1個につき	<u>760</u>	
	および公衆電話所	1年			および公衆電話所	1年		
	郵便差出箱および信書便差出箱		<u>360</u>		郵便差出箱および信書便差出箱		320	
	広告塔	表示面積1平	<u>870</u>		広告塔	表示面積1平	<u>960</u>	
		方メートルに				方メートルに		
		つき1年				つき1年		
	その他のもの	占用面積1平	<u>850</u>		その他のもの	占用面積1平	<u>760</u>	
		方メートルに				方メートルに		

				つき1年	
法第	外径が0.	.07メートル	未満のもの	長さ1メート	<u>18</u>
32条	外径が0.	. 07メートル	以上0.1メ	ルにつき 1 年	<u>26</u>
第1	ートル末	<b>に満のもの</b>			
項第	外径が0.	. 1メートルじ	以上0.15メ		38
2号	ートル末	に満のもの			
に掲	外径が0.	. 15メートル	以上0.2メ		<u>51</u>
げる	ートル末	に満のもの			
物件	外径が0.	.2メートルじ	以上0.3メー		77
	トル未満	昔のもの			
	外径が0.	.3メートルじ	以上0.4メー		<u>100</u>
	トル未清	歯のもの			
	外径が0.	.4メートルじ	以上0.7メー		<u>180</u>
	トル未清	情のもの			
	外径が0.	.7メートルじ	<u> </u>		<u>260</u>
	トル未満	昔のもの			
	外径が 1	メートル以	上のもの		<u>510</u>
法第	自動運	法第2条第	地下に設	長さ1メート	3
32条	行補助	2項第5号	けるもの	ルにつき1年	
第1	施設	に規定する			
項第		自動運行装			
3号		置による検			
に掲		知の対象と	7 0 11 0	-	
げる		して設置す	その他の		9
施設		る導線その	<u>もの</u>		
		他の線類			
				1本につき1	<u>680</u>
		の状況を表え		<u>年</u>	
		<u>柱その他のħ</u>	王類		

			つき1年	
3	法第	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メート	<u>16</u>
3	32条	外径が0.07メートル以上0.1メ	ルにつき1年	<u>23</u>
	第 1	ートル未満のもの		
3	項第	外径が0.1メートル以上0.15メ		34
	2号	ートル未満のもの		
1	に掲	外径が0.15メートル以上0.2メ		<u>45</u>
	げる	ートル未満のもの		
7	物件	外径が0.2メートル以上0.3メー		68
		トル未満のもの		
)		外径が0.3メートル以上0.4メー		91
		トル未満のもの		
)		外径が0.4メートル以上0.7メー		160
		トル未満のもの		
)		外径が0.7メートル以上1メー		230
		トル未満のもの		
)		外径が1メートル以上のもの		450
	法第3	2条第1項第3号および第4号に	占用面積1平	<u>760</u>
	掲げる	5施設	方メートルに	
			つき 1 年	
_				
)				
_				

	1		1	1,	<del>                                     </del>	1			1	ĺ
		<u>也のも</u>	上空に設	占用面積1平	<u>430</u>					
	<u>の</u>		けるもの	方メートルに						
			地下に設	<u>つき1年</u>	<u>260</u>					
			けるもの							
	その他のもの	 <del>-</del>			<u>850</u>					
法第32	2条第1項第4	号に掲	げる施設	占用面積1平	<u>850</u>					
				方メートルに						
				つき1年						
法第	地下街および	階数が	51のもの	占用面積1平	Aに0.004	法第	地下街および	階数が1のもの	占用面積1平	Aに0.005
	地下室				を乗じて	32条	地下室	1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	方メートルに	を乗じて
第1	· ·			つき1年	得た額	第1			つき1年	得た額
項第		階数が	2のもの		Aに0.006	項第		階数が2のもの		Aに0.008
5号					を乗じて	5号				を乗じて
に掲					得た額	に掲				得た額
げる		階数が	3以上の		Aに0.007	げる		階数が3以上の		Aに0.01
施設		もの			を乗じて	施設		<u>もの</u>		を乗じて
					得た額					得た額
	上空に設ける	通路			430		上空に設ける	<u>通路</u>		480
	地下に設ける	<u>通路</u>			<u>260</u>		地下に設ける	通路		290
	その他のもの				850		その他のもの			<u>760</u>
法第	祭礼、縁日その	の他の作	崖しに際し、	占用面積1平	9	法第	祭礼、縁日その	つ他の催しに際し、	占用面積1平	<u>10</u>
32条	一時的に設け	るもの		方メートルに		32条	一時的に設け	<u>るもの</u>	方メートルに	
第1				つき1日		第1			つき1日	
項第	その他のもの			占用面積1平	<u>87</u>	項第	その他のもの		占用面積1平	96
6号				方メートルに		6号			方メートルに	
に掲				つき 1月		に掲			<u>つき1月</u>	
げる						げる				
施設						施設				

87	表示面積1平	一時的に設ける	看板 (アーチ	道路
<u> </u>	方メートルに		であるものを	
	<u>カノー 1/・(こ</u> つき 1 月	0.00	<u> 除く。)</u>	
870	<del>- 10 177</del> 表示面積1平	との他のもの	1911 ( ° )	(昭
810	方メートルに	(20) [[[0] [0] [0] [0]		和27
	<u> </u>			年政
690	<u>フェエキ</u> 1本につき		 標識	
680	1年に <u>つき</u> 1年		<u>徐越</u>	479
		教力 気ロスの地	 旗ざお	
9	-	祭礼、縁日その他の際には際に		下「政
	<u>1 F</u>	の催しに際し、一時的に訊けてま		ー・政 令」と
		<u>時的に設けるも</u>		ſ, 11
07	1 +12 0 +	7 0 114 0 1 0		<u>、</u> う。)
87	<u>1本につき</u>	<u>その他のもの</u>		<u>フ。)</u> 第7
	1月	かり 付けっかい	<b>去</b> (元人)	
9		祭礼、縁日その他		- H
		の催しに際し、一	,	, , ,
	<u> </u>	時的に設けるも		, 1° 7
	7 . 74. 7		<u>設であるもの</u>	
87	その面積1平	その他のもの	<u>を除く。)</u>	100 IT
	<u> 方メートルに</u>			
	<u>つき1月</u>	Last a History		
<u>870</u>	<u>1 基につき 1</u>		アーチ	
	<u>月</u>	<u>もの</u>		
430		その他のもの		
850	占用面積1平	掲げる工作物	7条第2号に	政令第
	方メートルに			
	つき1年			
Aに0.031	占用面積1平	掲げる施設	7条第3号に	政令第
2 - 10 -	+3. 1 11.17			
を乗じて	方メートルに			

道路	看板(アーチ	一時的に設ける	表示面積1平	96
法施	であるものを	もの	方メートルに	
行令	除く。)		つき1月	
(昭		その他のもの	表示面積1平	960
和27			方メートルに	
年政			つき1年	
令第	標識		1本につき	610
479			1年	
号。以	旗ざお	祭礼、縁日その他	1本につき	10
下「政		の催しに際し、一	1日	
令」と		時的に設けるも		
<u> </u>		<u>0</u>		
う。)		その他のもの	1本につき	<u>9</u> 6
<u>第 7</u>			1月	
<u>条第</u>	幕(政令第7	祭礼、縁日その他	その面積1平	10
1号	条第4号に掲	の催しに際し、一	方メートルに	
に掲	げる工事用施	時的に設けるも	つき1日	
げる	設であるもの	<u>0</u>		
物件	を除く。)	その他のもの	その面積1平	96
			方メートルに	
			つき1月	
	アーチ	車道を横断する	1 基につき 1	960
		もの	<u>月</u>	
		その他のもの		<u>4</u> 80
政令第	<u></u>	<u> </u> 掲げる工作物	占用面積1平	760
14 7/3		19,7 0 11 1/4	方メートルに	
			つき1年	
			7011	
l L				

11			l. — —	i i	11			l. — —	1 1
		掲げる工事用施設		<u>87</u>			掲げる工事用施設		96
および	ド同条第5号に	掲げる工事用材料	方メートルに		およて	ド同条第5号に	掲げる工事用材料	方メートルに	
			<u>つき1月</u>					つき1月	
政令第	57条第6号に	掲げる仮設建築物	占用面積1平	<u>85</u>	政令第	97条第6号に	掲げる仮設建築物	占用面積1平	<u>76</u>
および	ド同条第7号に	掲げる施設	方メートルに		およて	ド同条第7号に	掲げる施設	方メートルに	
			つき1月					つき 1 月	
政令	トンネルの上さ	または高架の道路	占用面積1平	Aに0.014	政令	トンネルの上	または高架の道路	占用面積1平	Aに0.019
第 7	の路面下(当詞	亥路面下の地下を	方メートルに	を乗じて	第 7	の路面下(当詞	該路面下の地下を	方メートルに	を乗じて
条第	除く。)に設り		つき 1 年	得た額	条第	除く。)に設り		 つき 1 年	得た額
8号	上空に設ける	もの		Aに0.017	8号	上空に設ける	<u>もの</u>		Aに0.023
に掲				を乗じて	に掲				を乗じて
げる				得た額	げる				得た額
施設	地下(トンネ	階数が1のもの		Aに0.004	施設	地下(トンネ	階数が1のもの		Aに0.005
	ルの上の地下			を乗じて		ルの上の地下			を乗じて
	を除く。) に			得た額		を除く。)に			得た額
	設けるもの	階数が2のもの		Aに0.006		設けるもの	階数が2のもの		Aに0.008
				を乗じて					を乗じて
				得た額					得た額
		階数が3以上の		Aに0.007			階数が3以上の		Aに0.01
		<u>もの</u>		を乗じて			<u>もの</u>		を乗じて
				得た額					得た額
	その他のもの			Aに0.025		その他のもの			Aに0.033
				を乗じて					を乗じて
				得た額					得た額
政令	建築物		占用面積1平	Aに0.019	政令	建築物		占用面積1平	Aに0.019
第7			方メートルに	を乗じて	第7			方メートルに	を乗じて
<u>条第</u>			つき 1 年	得た額	条第			つき1年	得た額
9号	その他のもの			Aに0.014	9号	その他のもの			Aに0.013
に掲				を乗じて	に掲				を乗じて
げる				得た額	げる				得た額

施設			] [	施設			]
政令	建築物	占用面積1平	Aに0.022	政令	建築物	占用面積1平	Aに0.023
第 7		方メートルに	を乗じて	第 7		方メートルに	を乗じて
条第		つき 1 年	得た額	条第		つき 1 年	得た額
10号	その他のもの		Aに0.014	10号	その他のもの	]	A/こ0.013
に掲			を乗じて	に掲			を乗じて
げる			得た額	げる			得た額
施設				施設			
およ				およ			
び自				び自			
動車				動車			
駐車				駐車			
場				場			
政令	トンネルの上または高架の道路	占用面積1平	Aに0.019	政令	トンネルの上または高架の道路	占用面積1平	Aに0.019
第 7	の路面下に設けるもの	方メートルに	を乗じて	第 7	の路面下に設けるもの	方メートルに	を乗じて
条第		つき1年	得た額	条第		つき1年	得た額
11号	上空に設けるもの		Aに0.022	11号	上空に設けるもの		Aに0.023
に掲			を乗じて	に掲			を乗じて
げる			得た額	げる			得た額
応急	その他のもの		Aに0.031	応急	その他のもの		AVこ0.033
仮設			を乗じて	仮設			を乗じて
建築			得た額	建築			得た額
物				物			
政令第	57条第12号に掲げる器具	占用面積1平	Aに0.025	政令第	57条第12号に掲げる器具	占用面積1平	Aに0.033
		方メートルに	を乗じて			方メートルに	を乗じて
		つき1年	得た額			つき1年	得た額
政令	トンネルの上または高速自動車	占用面積1平	Aに0.019	政令	トンネルの上または高速自動車	占用面積1平	Aに0.019
第7	国道もしくは自動車専用道路	方メートルに	を乗じて	第 7	国道もしくは自動車専用道路	方メートルに	を乗じて
<u>条第</u>	(高架のものに限る。) の路面	つき1年	得た額	<u>条第</u>	(高架のものに限る。) の路面	つき1年	得た額
<u>13号</u>	下に設けるもの			13号	下に設けるもの		

に掲 上空に設けるもの   げる 施設   その他のもの	Aに0.022 を乗じて 得た額 Aに0.031 を乗じて 得た額	に掲 上空に設けるもの Aに0.023   げる を乗じて   施設 その他のもの   その他のもの Aに0.033   を乗じて 得た額	
政令第7条第14号に掲げる施設 備考 略	占用面積1平 方メートルにAに0.031 を乗じて 得た額	備考略	